

新クリーンセンター建設事業に係る事後調査報告書についての意見に対する事業者の見解

No.	該当ページ	意見（原文まま）	事業者の見解
1	90	<p><大気質：二酸化硫黄>表3.2.9 ・豊昇区の1時間値の最高値が0.006ppmとなっています。他の5地区は0.001～0.002です。豊昇区だけが低い。それはなぜでしょうか。この実態をどのように解釈しますか。</p>	<p>大気の状態は地域によって異なるため、他の調査地点とは一概に比較できません。数字の違いで大きな差があるように見えますが、違いは千分の一単位であり、差は極めて小さくなっています。また、0.006ppmは環境基準における1時間値の基準値（0.1ppm）より極めて低い値となります。</p> <p>ご指摘の1時間値の最高値0.006ppmは、12月11日（金）13時～14時の結果となっています。該当日時の施設の稼働状況は時間による偏りはなく、同調査地点の他の日時での測定値は概ね0～0.003ppmとほぼ変動が無いことから、ご指摘の調査結果については、施設を原因とするものではなく、他の原因によるものであると考えております。</p> <p>調査中に人員を調査地点に常駐させる調査ではないため、他の原因については分かりかねますが、二酸化硫黄は、主に石油や石炭などの化石燃料が燃えるときに発生する物質ですので、周辺で石油等を使用する機器が稼働していた場合や、野焼き等が行われていた場合が可能性として考えられます。</p>
2	90	<p><大気質：二酸化窒素、一酸化窒素>表3.2.10 ・大林地区、上平尾地区が他よりも高いが、なぜそういう値が出たのでしょうか。その結果をどうみますか。</p>	<p>大気の状態は地域によって異なるため、他の調査地点とは一概に比較できませんが、準備書時の現地調査結果でも冬季の⑪大林地区、⑰上平尾地区は他の地点よりもわずかに高い値となっていることから、地理的要因であると考えられます。</p> <p><参考>準備書時の現地調査結果（冬季）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素（記載順：期間平均値、1時間値の最高値、日平均値の最高値） <ul style="list-style-type: none"> ②面替地区 0.004ppm、0.012ppm、0.005ppm ⑤豊昇地区 0.004ppm、0.010ppm、0.005ppm ⑪大林地区 0.006ppm、0.024ppm、0.010ppm ⑬小田井地区 0.007ppm、0.027ppm、0.010ppm ⑰上平尾地区 0.008ppm、0.036ppm、0.014ppm ⑱上平尾地区 0.002ppm、0.013ppm、0.003ppm ・一酸化窒素（記載順：期間平均値、1時間値の最高値、日平均値の最高値） <ul style="list-style-type: none"> ②面替地区 0.000ppm、0.004ppm、0.001ppm ⑤豊昇地区 0.000ppm、0.004ppm、0.001ppm ⑪大林地区 0.001ppm、0.013ppm、0.003ppm ⑬小田井地区 0.001ppm、0.011ppm、0.002ppm ⑰上平尾地区 0.002ppm、0.018ppm、0.004ppm ⑱上平尾地区 0.000ppm、0.006ppm、0.001ppm

No.	該当ページ	意見（原文まま）	事業者の見解
3	96	<p><大気質：二酸化硫黄>表3.2.18 ・事後調査結果の豊昇区の日平均値の最高値は0.001ppmですが、1時間値の最高値は0.006ppmです。他の5箇所の観測地点0.001～0.002ppmであるのに、なぜ豊昇区だけ高いのでしょうか。早速、新クリーンセンターの影響でしょうか。</p>	<p>大気の状態は地域によって異なるため、他の調査地点とは一概に比較できません。数字の違いで大きな差があるように見えますが、違いは千分の一単位であり、差は極めて小さくなっています。また、0.006ppmは環境基準における1時間値の基準値（0.1ppm）より極めて低い値となります。</p> <p>ご指摘の1時間値の最高値0.006ppmは、12月11日（金）13時～14時の結果となっています。該当日時の施設の稼働状況は時間による偏りはなく、同調査地点の他の日時での測定値は概ね0～0.003ppmとほぼ変動が無いことから、ご指摘の調査結果については、施設を原因とするものではなく、他の原因によるものと考えております。</p> <p>調査中に人員を調査地点に常駐させる調査ではないため、他の原因については分かりかねますが、二酸化硫黄は、主に石油や石炭などの化石燃料が燃えるときに発生する物質ですので、周辺で石油等を使用する機器が稼働していた場合や、野焼き等が行われていた場合が可能性として考えられます。</p>
4	121	<p><水質：生活項目、健康項目、ダイオキシン類>表3.2.53の表中で、鉛の定量下限値は0.001mg/Lであるのに対して、0.006mg/Lと高くなっているのは、なぜでしょうか。どのように解釈しますか。</p>	<p>定量下限値とは、安定した精度で測定対象の化学物質を定量できる濃度または量のことです。影響の有無を判断する基準ではありません。鉛の環境基準値0.01mg/Lを下回っているため、水質に問題はないと考えております。</p>
5	126-128	<p><環境保全措置実施状況> 土壌汚染、地盤沈下、地形、地質、植物、動物、生態系の参考資料のほとんどが「非公開資料」であるのは、なぜでしょうか。具体的に資料を提示していただきたい。</p>	<p>供用時の地盤沈下、地形・地質、植物、動物、生態系の資料については、施設の詳細な設計、配置等が記載されております。このため、公開することで施工業者等の正当な利益を害するおそれがあることや、防犯上の観点から公開を控えさせていただいております。</p> <p>土壌汚染の「排ガス濃度の低減」については、排ガス濃度の測定結果の資料を作成いたしましたので、追加資料として公表いたします。</p>
6	145	<p><土壌汚染：放射能>表4.1.4 令和2年11月20日の結果をみると、3項目に渡って調べた6地点のうち、6地点とも放射性ヨウ素、放射性セシウム134は全地点とも不検出であったと読み取れます。また、放射性セシウム137は平根小（上平尾）、平尾山公園（上平尾）は不検出でした。しかし、面替(19)・豊昇(47)・大林(36)・小田井(18)という結果がでています。特に豊昇の「47Bq/kg」は突出しています。なぜでしょうか。すでに土壌汚染が始まったのでしょうか。</p>	<p>当施設の建設に当たって実施する環境アセスの調査においては、放射能及び放射性物質に係る調査は対象項目になっておりません。しかしながら、住民の皆様からの要望、また、地元地区と締結した地区協定書の内容に基づき、環境アセスとは別に、組合による自主モニタリング調査として本調査を実施し、参考結果として事後調査報告書に記載しました。</p> <p>今回の土壌汚染（放射能）調査は、施設稼働前の状況を把握し、今後の施設稼働後のモニタリング調査の結果と比較して、施設稼働による影響を見るために実施した調査であり、今後はこの結果からの変化をモニタリングしていきます。あくまで施設稼働による影響を見るための基礎数値としての測定であり、調査結果のばらつきについては、地理的要因であると考えております。</p>

No.	該当ページ	意見（原文まま）	事業者の見解
7	147	表4.1.5(1) 土壌放射性物質検査（佐久市内の小学校・保育園等で） ・放射性セシウム137が、望月小と東地公会場の2箇所のみ3桁の結果で突出していますが、なぜでしょうか。 ・また、こうした検査は御代田南小学校、御代田中学校、御代田北小学校などでも実施されるべきです。佐久市内では、はるか離れた場所にある小学校でも実施されています。しかし、直近の御代田町内の学校については実施されていません。佐久市内よりも地形的にも気象的にも影響を受けやすい地域の学校を対象としていないのはなぜでしょうか。	当施設の建設に当たって実施する環境アセスの調査においては、放射能及び放射性物質に係る調査は対象項目になっておりません。しかしながら、住民の皆様からの要望、また、地元地区と締結した地区協定書の内容に基づき、環境アセスとは別に、組合による自主モニタリング調査として本調査を実施し、参考結果として事後調査報告書に記載しました。 今回の土壌汚染（放射能）調査は、施設稼働前の状況を把握し、今後の施設稼働後のモニタリング調査の結果と比較して、施設稼働による影響を見るために実施した調査であり、今後はこの結果からの変化をモニタリングしていきます。 ご指摘にある佐久市内の調査結果については、土壌の放射性物質濃度には基準が定められていないため、参考数値として、過去に佐久市が実施した調査の結果を引用したものであり、本事業において実施した調査ではありません。 当施設建設に当たっての土壌汚染（放射能）調査においては、自主モニタリング調査として、御代田南小学校（報告書内「地点⑩ 大林地区」）を含む、事業実施区域周辺の6地点における調査としており、今後、施設の稼働による影響を見るために十分な地点数、範囲であると考えております。
8	資料-6	・豊昇地区（梨沢地区）の一般環境大気質のうちの二酸化硫黄について、 ・・・測定期間12/9～12/15の1週間のうち、12/11(金)の13:00～14:00だけが、0.006ppmと突出しています。（他はせいぜい0.001ppm程度）、また、面替は0.000が多数です。なぜでしょうか。これはどう解釈すべきなのでしょう。この日、豊昇区内でだれかが焚火でもした結果なのでしょう。どのように解釈しますか。	施設の稼働状況は日にち・時間による偏りはなく、同調査地点の他の日時の測定値は概ね0～0.003ppmとほぼ変動がないことから、ご指摘の調査結果については、施設を原因とするものではなく、他の原因によるものであると考えております。 調査中に人員を調査地点に常駐させる調査ではないため、他の原因については分かりかねますが、二酸化硫黄は、主に石油や石炭などの化石燃料が燃えるときに発生する物質ですので、周辺で石油等を使用する機器が稼働していた場合や、野焼き等が行われていた場合が可能性として考えられます。
9	資料-15	・12/11（金）のうち、11:00～12:00は0.005mg/m ³ です。 しかし、14:00～は0.015mg/m ³ と高い結果になっています。その原因と考えられることは何でしょうか。	ご指摘の通り、14時以降は14時以前より比較的高いように見えますが、環境基準値（1時間値0.2mg/m ³ 以下）よりも極めて小さい値で変動しています。また、各時間の測定値にはばらつきがあり、他の日、及び他の調査地点においても同様となっています。施設の稼働状況は日にち・時間による偏りはなく、調査地点の測定値にばらつきがあることから、その地域の気象状況や周辺の状況等の変化等、地理的要因によるものと考えております。
		以上が調査令2.4.1～令3.3.31の事後調査報告書（令和3年6月30日付け）の内容）に対する疑問及び意見です。	
	<補遺>	そのほかに次の2点について、言及させて下さい。	

No.	該当ページ	意見（原文まま）	事業者の見解
10		<p>①真摯な対応に感謝 ・・・・前回までのアセスで何度も要請いたしましたが、通常環境調査項目のほかに、環境アセスでの放射線量（土壌のベクレル、空間のシーベルト）の調査について、（長いスパンとはいえ）何回か実施して下さる旨、感謝致します。</p>	<p>住民の皆様からの要望、また、地元地区と締結した地区協定書の内容に基づき、環境アセスとは別に、自主モニタリング調査として周辺地域の空間線量率、焼却残渣及び周辺地域土壌の放射性物質濃度の測定を実施することとしました。周辺地域土壌の放射性物質濃度測定については、経年による蓄積の有無を見るために5年に1度という調査間隔としておりますが、他の2項目については、施設稼働による影響の有無を判断する基礎データとするため、稼働後5年（令和7年度まで）の間は、空間線量率は年1回、焼却残渣の放射性物質濃度については月1回の測定としています。 今回の事後調査報告書及び来年度の事後調査報告書においては、土壌の放射性物質濃度調査の結果について、参考数値として記載しますが、先に述べたとおり、これらの調査は環境アセスとは別に独自に実施している調査でありますので、令和4年度以降の結果は、自主モニタリング調査結果として、組合ホームページへの公開及び組織市町担当課への送付をもって公表していく予定であることを申し添えます。</p>
11		<p>②煙突から上がる煙について： ・・・・クリーンセンターの煙突から上がる煙について、しばしば常とは異なって大量に放出される事実を何回か目撃しています。（煙はほとんど出ないはずですが）。 （例）5月の風のないある日、朝9：30頃に御代田町草越から広戸へ通じる農道から見たクリーンセンターから出る煙は、大量にまっすぐ黒く上空へ昇って行きました。あたかも「上空へ昇る龍」のように見えました。煙の量に不審を抱きました。原因（理由？）を教えてください。 ・・・・東京オリンピック開会式のあった7月23日の頃（期日については一両日の誤差があるかと思いますが）、当日の天候は平尾山にかかる雲が低く垂れ込み、視界がはっきりしない日でした。児玉方面から見ますと、いつもよりも大量の煙が、これまたいつもとは違って平尾山の斜面方向（つまり南方）へ流れて行きました。錯覚かと思い、確認するために「ふるさと大橋」からクリーンセンター方面へ車で向かいました。クリーンセンター入り口まで至り確認しましたが、やはり煙の黒い色と量が常日頃とは異なっている事実を確認しました。（遠方から煙と雲の見分けがつけにくいような日でした）。意図的とは思いませんが、なぜこのような現象が目撃されるのか、原因を教えてください。 ・・・・いままでも、比較的大量の煙が目撃されると、「冬季に温度が下がるのが原因で、水蒸気（？）が煙のように見える現象です」と説明を受けました。しかし、上記2例は温度が高い季節のできごとです。煙はあまり出ないはずのストーカ式焼却炉というふれ込みあるのに少々不審に思えます。ご説明をお願い致します。</p>	<p>当施設には排ガス性状を常時監視する排ガス分析計が設置されており、黒煙が発生した場合には、法定基準値よりも厳しい基準とした自主基準値を超過する、排ガスのばいじん濃度、一酸化炭素濃度が検知されますが、当施設は稼働開始から現在まで排ガスの常時監視において自主基準値を超過することなく稼働しております。 環境アセスにおいて設定した排ガス諸元の予測条件は、自主基準値と同値であるため、環境アセスにおいての予測を上回る影響を及ぼし得るような排ガスが発生する運転状況はありませんでした。 ご指摘の点については、燃焼管理のために炉内に噴霧する水によって排ガス内の水分量が上昇すると、気温が高い季節であっても、気象条件によっては、煙突から出る水蒸気が目視できることがあります。また、煙突から出る水蒸気が、逆光の状況や光源の少ない状況で見ると、雲と同様にある程度光を遮り、影ができることにより、黒に近い色に見えることも事象として考えられます。</p>
		以下余白	